

災害関連緊急砂防事業

砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条

目的	事業内容
風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。	砂防設備を緊急に設置する。

採択基準等

当該年発生の風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。

1. 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの
2. 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ①鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの
 - ②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ③人家10戸以上
 - ④農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿革	補助率【通常】	
・昭和62年度より実施	2/3	内地・北海道
・平成11年度に採択基準の改正	10/10	沖縄
	8.5/10	奄美

【被災直後】



【施工後】



●平成21年7月 梅雨前線豪雨により土石流が発生 (山口県防府市 石原川)